

角田市 公園施設長寿命化計画

2026年3月

宮城県角田市産業建設部都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2026年1月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
16 箇所	60.6ha	23.4 m ² /人

2. 計画期間（西暦）〔2022年度～2031年度（10箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
12		1		1						2		16

②選定理由

都市計画公園のうち、未供用の街区公園（岡駅前公園）1ヶ所を除く住区基幹公園、都市基幹公園を対象とするとともに、都市緑地（阿武隈川緑地 A=120.7ha）のうち、角田市民ゴルフ場及びあぶくまパークゴルフ場を対象とする。今後告示により都市公園として管理する予定の他の公園については今順次調査対象の拡大を検討する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
82	36	78	52	32	14	79

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
273	0	1	570

②これまでの維持管理状況

本市の都市公園は昭和50年台前半から順次供用開始され、整備後約40年経過した公園から整備後十数年しか経過していない公園まで多様な公園があり、維持管理は台山公園、角田中央公園の2公園は指定管理者、街区公園は直営による維持管理を行っている。

これまで2回（昭和60年7月、平成3年6月）、市内公園、児童遊園等の一斉点検を実施し、補修を行っているが、それ以降について一般施設は、公園管理者の日常的な点検の報告に基づき、遊戯施設は「遊具の安全に関する基準 JPFA-S：2008／一般社団法人日本公園施設業協会」に基づく点検を随時行い、緊急度の高いものから、随時補修及び更新を行っている。

この間多くの施設が耐用年数を超えて利用されており、老朽化が著しいものの、財政上の理由から更新されていない施設も多く、また安全上の理由から撤去されたままとなっている遊具等も存在する。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

都市公園台帳に記載されている施設のうち、角田中央公園の総合体育館及び台山公園のスペースタワー・コスモハウスを除く全施設を対象とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は8月から11月までの約3か月の期間に、各対象施設に係る専門的技術を有する資格者等による調査を実施した。

調査の結果、日常点検を中心に行ってきた維持管理により公園開設当初から使用されてきた施設の中に、安全性、快適性、バリアフリーへの対応等の要求から早急に更新が望まれる施設が多く存在することが確認された。

備考）点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、健全度調査による健全度判定及び緊急度判定に基づくこととした。

備考）個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

日常的な維持管理に関する基本方針は下表に示すとおりとする。

備考）公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

表一日常的な維持保全に関する基本方針

設定項目	角田市における基本方針
管理体制（人員配置、指定管理者の導入等）に関する方針	公園の維持保全は、都市計画課を主管とし、台山公園（地区公園）、角田中央公園（運動公園）は引き続き指定管理者による維持保全を行う。街区公園は当面の間はこれまでとおり市直営で行うが、今後は地元住民の参画により官民協同の方法へ移行を目指す。
年間の維持保全内容に関する方針	本計画に基づく保守・修繕を確実に実施することを基本とするが、日常点検で予測より劣化の進行が速いと判断される場合には適宜計画の見直しを検討し必要な措置を行う。
日常点検や定期点検に関する方針	日常点検は目視による異常の発見を主な目的として公園管理者により1月に1回実施する。 定期点検は専門業者に委託し、有資格者による点検を行う。遊戯施設は「遊具の安全に関する基準：JPFA-S2008（一般社団法人日本公園施設業協会）」に基づく定期点検を年1回実施する。特殊建築物及び設備関連は建築基準法に基づく期間毎に実施する。
事後保全型管理における使用見込み期間の設定方法に関する方針	計画当初は、策定指針に参考に示された設定例に基づき設定する。その後は、本計画に基づく市内施設の更新実績等のデータに基づき、劣化1次モデル式を用いて設定する。
異常が発見された場合の措置の方針	日常点検等によって異常が発見された場合、施設の安全な使用に支障がある場合には速やかに使用禁止措置を行うとともに、必要に応じて専門業者による精密点検を行うなどして、速やかに補修、撤去、更新等の措置を行う。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

公園施設の長寿命化のための基本方針は下表に示すとおりとする。

備考）点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

表一公園施設の長寿命化のための基本方針

設定項目	角田市における基本方針
健全度調査の実施方針	予防保全型管理を行う施設は、原則５年に１回健全度調査を実施するものとし、遊具及び他法令で定期点検が必要な建築物や設備は定められた期間ごとに定期点検を行い、その結果を健全度調査結果として活用する。 ただし、日常点検で確認された劣化や損傷の状況によって精密な点検や健全度の判定が必要と判断される場合にはその都度速やかに健全度調査を実施する。
公園施設の劣化や損傷の状況に応じた補修方法と頻度	遊具は、各部材の標準使用期間、メーカーの推奨する更新期間等をもとに補修時期を設定した上で、定期点検による構造材、消耗部材等の劣化や損傷の状況に応じて必要な塗装や消耗部材の交換等の補修を行う。
更新の時期の判断に関する方針	緊急度「高」とした施設は、計画期間内に更新を図ることを基本とする。 緊急度「高」のうち劣化度判定「D」の施設は、直ちに更新の必要性の有無を判断し、更新を行う場合には計画期間の初年度に更新を行う。 また緊急度「高」の施設のうち劣化度判定「C」の施設は、緊急度判定時に考慮した事項（指標）に照らして重要度の高いものから、優先的に更新を行う。 ・公園の安全利用上早期にハザードを除去することが望まれる遊具 ・建築物や工作物の雨漏りの原因になる劣化や損傷など、対策が遅れることで主たる構造物の劣化が早まる危険が高い施設 ・公園の維持管理におけるライフサイクルコストの低減効果が見込まれる施設（照明灯のLED灯への更新など） また、長寿命化計画の見直しをかけるときを含めて今後の判断は、以下のとおりとする。 ・大部分の構造材、消耗部材等の劣化が「C」又は「D」判定で、施設全体として劣化度判定「C」の状況であること。 ・施設毎に設定した使用見込み期間を過ぎているか、過ぎていなくても更新することで、公園利用の安全性や快適性、利便性の向上が公園の設置された地域の実情等を考慮して有効であると判断されること。
予防保全型管理における使用見込み期間の設定方法に関する方針	本計画では、本市における施設の更新実績データの蓄積が少ないため、策定指針に参考を示された設定例を用いて使用見込み期間を設定する。 その後は、本計画に基づく予防保全型管理を実施した施設の更新記録の蓄積を進め、市内実績を用いて劣化１次モデル式等により使用見込み期間の設定・見直しを行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式 1「総括表」、様式 2「都市公園別」、様式 3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10 年間）【②+③】	679,040 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10 年間）	441,847 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10 年間）	237,193 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	67,904 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式 1、様式 2 との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

「日常的な維持管理に関する基本方針」や「公園施設の長寿命化の基本方針」を基本とした年次計画に従い、公園を維持管理することにより、全公園で約 11,890 千円/年のライフサイクルコストの縮減を図ることができる。

備考）ライフサイクルコストの縮減額等を記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2027 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

健全度調査の実施時期に合わせ、5 年後に計画の見直しを予定する。